

別表第一 参考項目(第六条関係)

土地又は工作物の存在及び供用				工事の実施				影響要因の区分		環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
埋立・覆土用機械の稼働		最終処分場の存在		護岸等の施工		造成等の施工		建設機械の稼働			
埋立	水面	埋立	陸上	埋立	水面	埋立	陸上	埋立	水面		
										大気環境	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
										大気質	
										窒素酸化物	
										いお酸化物	
										粉じん等	
										騒音	
										騒音	
										振動	
										振動	
										悪臭	
										悪臭	
										水環境	水環境
										水質	
										水の汚れ	
										水の濁り	
										有害物質等	
										地下水の流れ	
										地下水	
										地形及び地質	
										重要な地形及び地質	
										動物	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
										重要な種及び注目すべき生息地	
										重要な種及び群落	
										生態系	生態系
										地域を特徴づける生態系	
										景観	人と自然との豊かな触れ合いの活動の場の確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
										主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	
										人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場の確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
										主要な人と自然との触れ合いの活動の場	
										建設工事に伴う副産物	廃棄物等
										メタン	
										温室効果ガス	温室効果ガス

浸出液処理施設の稼働	埋立		陸上埋立
	水面埋立	陸上埋立	
浸出液処理水の排出			
廃棄物の存在・分解			
廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行			
廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航			
水面埋立			

備考
一 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる最終処分場事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

イ 最終処分場の種類 一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の管理型最終処分場とする。

ロ 立地の形式 陸上埋立又は水面埋立とする。

ハ 工事に關する内容

(1) 陸上埋立においては、準備工事として造成区域の整地を行い、埋立地の造成は切土工を主体として行う。また、主要施設及び付帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由して行う。

(2) 水面埋立においては、作業船を使用し、地盤改良や水中での杭打ち、水面への土石の投入を行い、護岸築造を行う。また、主要施設及び付帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由し、又は、船舶を利用して行う。

二 工作物及び供用開始後に行われる事業活動の内容
(1) 工作物として、擁壁その他の貯留構造物、地下水集排水設備、遮水工、雨水集排水設備、保有水等集排水設備、浸出液処理設備、通気装置その他の主要施設及び搬入管理設備、モニタリング設備、管理棟、管理道路、搬入道路、ゴミ飛散防止設備、防災設備その他の付帯設備を有する。

(2) 埋立を行う廃棄物は、分解性有機物（プラスチックを除く）を含む。

(3) 陸上埋立においては、埋立を行う廃棄物を道路を経由して搬入し、埋立供用時は即日覆土を行う。

(4) 水面埋立においては、埋立を行う廃棄物を道路を経由して、又は、船舶を用いて搬入し、埋立供用時は一定水位を超えた時点から即日覆土を行う。

三 この表において「存在及び供用」とは、それぞれ最終処分場の存在並びに廃棄物の埋立の用に供すること及び最終処分場の維持管理に関することをいう。

四 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

五 この表において「有害物質等」とは、人の健康の保護に関する観点から環境基準が定められている物質をいう。

六 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上及び希少性の観点から重要であるものをいう。

七 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上及び希少性の観点から重要である生息地若しくは地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

八 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

九 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の景観をいう。

十 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。